

平成31年
第1回
定例会

埼玉西部消防組合議会会議録

目 次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

議 事

月 日 曜日 議 事

2月4日（月）

| | |
|---------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○開会及び開議の宣告（午後2時00分） | |
| ○議事日程の報告 | 7 |
| ○議会運営委員会委員長報告 | 7 |
| ○会議録署名議員の指名 | 8 |
| ○会期の決定 | 8 |
| ○諸般の報告 | 8 |
| ○管理者提出議案の上程（議案第1号） | 9 |
| ○提案理由の説明 | 10 |
| 藤 本 管理者 | |
| ○質 疑 | 10 |
| ○討 論 | 10 |
| ○採 決 | 10 |
| ○管理者提出議案の上程（議案第2号） | 11 |
| ○提案理由の説明 | 11 |
| 荒 幡 消防長 | |
| ○質 疑 | 12 |
| ○討 論 | 12 |
| ○採 決 | 13 |
| ○管理者提出議案の上程（議案第3号） | 13 |
| ○提案理由の説明 | 13 |
| 荒 幡 消防長 | |

| | |
|----------------------|-----|
| ○質 疑 | 1 4 |
| ○討 論 | 1 4 |
| ○採 決 | 1 5 |
| ○管理者提出議案の上程（議案第 4 号） | 1 5 |
| ○提案理由の説明 | 1 5 |
| 荒 幡 消防長 | |
| ○質 疑 | 1 5 |
| ○討 論 | 1 6 |
| ○採 決 | 1 6 |
| ○管理者提出議案の上程（議案第 5 号） | 1 6 |
| ○提案理由の説明 | 1 6 |
| 荒 幡 消防長 | |
| ○質 疑 | 1 9 |
| 2 番 赤 川 洋 二 議員 | 1 9 |
| ○討 論 | 2 5 |
| ○採 決 | 2 5 |
| ○一般質問 | 2 5 |
| 1 4 番 永 澤 美 恵 子 議員 | 2 5 |
| 3 番 吉 村 健 一 議員 | 3 1 |
| ○閉会中の継続審査の申し出について | 3 3 |
| ○管理者挨拶 | 3 3 |
| ○閉 会（午後 3 時 2 7 分） | |

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第1号

平成31年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

平成31年1月23日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 平成31年2月4日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応招・不応招議員

平成31年第1回定例会

応招議員

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 2番 | 赤川洋二議員 | 3番 | 吉村健一議員 |
| 4番 | 町田昌弘議員 | 5番 | 加賀谷勉議員 |
| 6番 | 田村秀二議員 | 7番 | 鈴木健夫議員 |
| 8番 | 石井幸良議員 | 9番 | 大舘隆行議員 |
| 10番 | 近藤哲男議員 | 11番 | 中村太議員 |
| 12番 | 鈴木洋明議員 | 13番 | 紺野博哉議員 |
| 14番 | 永澤美恵子議員 | 15番 | 野口和彦議員 |
| 16番 | 加涌弘貴議員 | | |

不応招議員

| | |
|----|--------|
| 1番 | 城下師子議員 |
|----|--------|

平成31年
第1回
定例会

埼玉西部消防組合議会会議録1号

平成31年2月4日（月曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議事日程の報告
 - 4 議会運営委員会委員長報告
 - 5 会議録署名議員の指名
 - 6 会期の決定
 - 7 諸般の報告
 - 8 管理者提出議案の上程（議案第1号）
 - 9 管理者提出議案の上程（議案第2号）
 - 10 管理者提出議案の上程（議案第3号）
 - 11 管理者提出議案の上程（議案第4号）
 - 12 管理者提出議案の上程（議案第5号）
 - 13 一般質問
 - 14 閉会中の継続審査の申し出について
 - 15 管理者挨拶
 - 16 閉 会
-

本日の出席議員 15名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 2番 | 赤川洋二議員 | 3番 | 吉村健一議員 |
| 4番 | 町田昌弘議員 | 5番 | 加賀谷勉議員 |
| 6番 | 田村秀二議員 | 7番 | 鈴木健夫議員 |
| 8番 | 石井幸良議員 | 9番 | 大舘隆行議員 |
| 10番 | 近藤哲男議員 | 11番 | 中村太議員 |
| 12番 | 鈴木洋明議員 | 13番 | 紺野博哉議員 |
| 14番 | 永澤美恵子議員 | 15番 | 野口和彦議員 |
| 16番 | 加涌弘貴議員 | | |

欠席議員 1名

1番 城下師子議員

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

| | | | |
|-------|------------------------------------|-------|-----------------------|
| 藤本正人 | 管理者 | 田中龍夫 | 副管理者 |
| 大久保勝 | 副管理者 | 小谷野剛 | 副管理者 |
| 谷ヶ崎照雄 | 副管理者 | 荒幡憲作 | 消防長 |
| 森田浩之 | 消防局 企画総務部長 | 鶴島敏和 | 消防局 警防部長 |
| 町田昭 | 消防局 消防署統括監兼 所沢中央 消防署長 | 大河原治平 | 消防局 警防部次長兼 警防課長 |
| 酒井英男 | 消防局 警防部通信指令 センター長兼 指令管理課長 | 大舘典夫 | 消防局 警防部参事兼 予防課長 |
| 大里裕隆 | 所沢東 消防署長 | 加藤孝昭 | 狭山消防署長 |
| 荻野透 | 入間消防署長 | 酒井栄二 | 飯能日高 消防署長 |
| 須田雅之 | 消防局 企画総務部 企画財政課長 | 粕谷実 | 消防局 企画総務部 総務課長 |
| 植田剛 | 消防局 企画総務部 契約会計課長 | 北山勝博 | 消防局 警防部 救急課長 |

午後 2 時 0 0 分開会

出席議員 15 名

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 2 番 | 3 番 | 4 番 | 5 番 | 6 番 | 7 番 |
| 8 番 | 9 番 | 10 番 | 11 番 | 12 番 | 13 番 |
| 14 番 | 15 番 | 16 番 | | | |

欠席議員 1 名

1 番

地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

| | | | |
|------------------------|--------|---------------|----------|
| 管 理 者 | 副管理者 | 副管理者 | 副管理者 |
| 副管理者 | 消 防 長 | 消防局企画総務部長 | 消防局警防部長 |
| 消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長 | | 消防局警防部次長兼警防課長 | |
| 消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長 | | 消防局警防部参事兼予防課長 | |
| 所沢東消防署長 | 狭山消防署長 | 入間消防署長 | 飯能日高消防署長 |
| 消防局企画総務部企画財政課長 | | 消防局企画総務部総務課長 | |
| 消防局企画総務部契約会計課長 | | 消防局警防部救急課長 | |

◎開会及び開議の宣告

○中村 太議長 ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

初めに、1番、城下師子議員が体調不良のため、欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

なお、本日予定しておりました通告番号2番、城下師子議員の一般質問は、会議規則第50条第4項の規定により、通告の効力を失いましたので、御了承願います。

◎議事日程の報告

○中村 太議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

◎日程第1 議会運営委員会委員長報告

○中村 太議長 日程第1、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、野口議員。

〔15番（野口和彦議員）登壇〕

○野口和彦議会運営委員長 平成31年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第1号の公平委員会委員の選任について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第2号の条例制定について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第3号及び議案第4号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第5号の一般会計予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。一般会計予算に対する議案質疑通告者は1名となっております。

次に、一般質問を行います。なお、通告者は2名となっております。

最後に、閉会中の継続審査の申し出について諮り、閉会の予定でございます。

以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますよう、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○中村 太議長 以上で、報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○中村 太議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

2番 赤川洋二議員

12番 鈴木洋明議員

以上の2名の方を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○中村 太議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○中村 太議長 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組一般会計に係る例月出納検査について、平成30年6月分から12月分までの結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。また、定期監査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、同じく監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

ほかに、11月8日、9日に実施いたしました行政視察の報告書を配付させていただきましたので、御確認願います。

次に、専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告をいたします。

書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○岸書記長 朗読いたします。

埼玉消企第125号

平成31年2月4日

埼玉西部消防組合議会

議長 中村 太様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本 正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

平成31年第1回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第1号 公平委員会委員の選任について

議案第2号 埼玉西部消防組合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

議案第3号 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第5号 平成31年度埼玉西部消防組合一般会計予算

以上で朗読を終わります。

○中村 太議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 本日ここに平成31年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集賜り、御提案いたしました議案について御審議いただきますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会の提出議案であります。平成31年度の予算を初め、公平委員会委員の選任が1件、条例の制定が1件、そして条例の改正が2件であります。

予算については、厳しい財政状況の中、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営が図れるよう編成してありますので、よろしく御審議いただき、御議決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第5 管理者提出議案の上程（議案第1号）

○中村 太議長 日程第5、議案第1号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、藤本管理者から説明を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 それでは、議案第1号「公平委員会委員の選任について」の提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員、竹之内定雄氏の平成31年5月19日の任期満了に伴う後任として、齊藤雅義氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

狭山市の公平委員会委員でもあります齊藤雅義氏は、人格、識見ともに高く、委員として適任と考えております。

なお、経歴等については、議案書裏面記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより採決いたします。

議案第1号「公平委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第6 管理者提出議案の上程（議案第2号）

○中村 太議長 日程第6、議案第2号「埼玉西部消防組合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第2号「埼玉西部消防組合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の3ページと議案資料の1ページをごらんください。

2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本組合管内においても競技会場が設置される予定となっております。大会開催期間中における本組合管内での災害対応策を講じ、災害が発生した場合にも被害を最小限に抑えるため、本組合の職員を公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ派遣する必要が生じております。

本組合の職員を東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ派遣するに当たり、平成12年に制定された公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、いわゆる派遣法に基づき、派遣等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものでございます。この条例では、職員を派遣する団体、派遣の対象から除く職員、派遣中の給与、復帰後の処遇等を規定しております。

それでは、条例の内容について順次御説明申し上げます。

議案書の4ページをごらんください。

まず、第1条であります。これは、この条例の制定根拠となる派遣法の関係規定を列挙し、この条例の規定内容をあらわした趣旨規定であります。

次に、第2条であります。第1項では、職員派遣する団体として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会としており、派遣に当たっては、組織委員会との間で取り決めを定め、行われることとしております。

第2項では、派遣の対象から除く職員としまして、臨時的に採用されている職員や条件つき採用になっている職員等、派遣になじまない職員を規定しております。

また、第3項では、派遣法で規定している事項以外で派遣先団体との取り決めで定めるべきものを規定しております。

次に、第3条であります。派遣法では、派遣を継続することが困難になった場合、速や

かにもとの職務に復帰させることを義務づけていることから、条例において、この派遣を継続することが困難と考えられる事項について規定しております。

次に、第4条であります。派遣中の職員の給与についての規定で、派遣法第6条第2項の規定を受け、その一部を本組合が支給することとしております。

次に、第5条であります。職務に復帰した職員に関する埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の適用上の特例について規定するもので、派遣職員が派遣の終了後、派遣先団体における業務上の災害に起因して休職した場合の給与については、派遣先団体の業務を公務とみなして休職期間中は給与の全額を支給することとし、他の職員と比べ不利な取り扱いとならないよう規定するものであります。

次に、第6条であります。派遣職員の復帰時における処遇についての規定であり、職務に復帰した職員の任用や給与等に関する処遇が他の職員に比べ不利にならないよう、必要な調整を行うことができる旨の特例を定めるものであります。

次に、附則について御説明申し上げます。

まず、第1項であります。この条例の施行日については、公布の日からとするものであります。

次に、第2項であります。条例第2条第2項第3号において引用している地方公務員法第22条について、平成29年5月の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）」により条の構成が改正され、平成32年4月1日から施行されることとなっております。条文を引用する表現について法改正と整合を図るため、附則で規定するものでございます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより採決いたします。

議案第2号「埼玉西部消防組合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 管理者提出議案の上程（議案第3号）

○中村 太議長 日程第7、議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の7ページと議案資料の3ページをごらんください。

平成30年8月10日、人事院は、国会及び内閣に対しまして、同年4月における国家公務員の給与と民間給与の較差655円、0.16%を埋めるため、若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸を引き上げるとともに、賞与についても民間の年間支給実績が0.05月分上回っていたことから、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げるよう勧告しております。これを受けまして、同年11月28日に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会で可決され、国家公務員の給与は、人事院勧告のとおり改定が行われたところでございます。

本組合の職員の給与制度につきましては、各構成市の給与制度を勘案し、制定されており、各構成市とも人事院勧告を尊重し、国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行う予定であると伺っております。このようなことから、本組合といたしましても、国の改定内容や構成市などの動向等を勘案し、人事院勧告に準拠した改定を行うものでございます。

それでは、主な改定内容について御説明申し上げます。

平成30年度の給料表の改定箇所といたしましては、議案資料の7ページ、「平成30年度給料表」の太枠で囲ってある部分が対象となり、人事院勧告に準拠し、国の改定内容に応じて

給料月額を引き上げるものでございます。

この改定は、若年層については1,000円程度の引き上げを行い、その他の年齢層については400円引き上げを基本として改定を行うものです。これにより、改定該当者は、議案資料の右下囲み枠内のおり、1級から9級まで合わせまして873人中860人となり、給料表の平均改定率は0.16%となるものでございます。

なお、本改定により、議案資料の3ページ、「2 改定の概要、(2) 初任給」のおり、大学卒の初任給が1,300円、短大卒及び高校卒の初任給がそれぞれ1,500円の増額となるものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、同じく「2 改定の概要、(3) 勤勉手当、ア、平成30年度」のおり、平成30年度の6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.05月引き上げ0.95月とし、年間の支給割合を1.85月とするものでございます。

また、再任用職員につきましても、6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.05月引き上げ0.475月とし、年間の支給割合を0.9月とするものでございます。

次に、議案資料の4ページをごらんください。

上段の「イ 平成31年度以降」でございますが、年間支給割合を1.85月としたままで、6月支給分、12月支給分をともに0.925月とするものでございます。

また、再任用職員につきましては、年間支給割合を0.9月としたままで、6月支給分、12月支給分をともに0.45月とするものでございます。

なお、議案資料の9ページから12ページまで、本条例改正に伴う新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより採決いたします。

議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 管理者提出議案の上程（議案第4号）

○中村 太議長 日程第8、議案第4号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第4号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案書の13ページ、議案資料の13ページをごらんください。

不正競争防止法等の一部を改正する法律が公布され、不正競争防止法、工業標準化法、特許法、意匠法、弁理士法などの一部が改正され、政令の規定に基づき、平成31年7月1日から施行されることとなりました。これらの改正対象の法律の中で、工業標準化法の一部改正に伴い、法律名称が産業標準化法に改正されるとともに、日本工業規格が日本産業規格に改正されたことから、埼玉西部消防組合火災予防条例を改正するものでございます。

議案資料14ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、避雷設備について、第16条第1項中の日本工業規格を日本産業規格に改めるものでございます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより採決いたします。

議案第4号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 管理者提出議案の上程（議案第5号）

○中村 太議長 日程第9、議案第5号「平成31年度埼玉西部消防組合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第5号「平成31年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、平成31年度埼玉西部消防組合一般会計予算の1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算であります。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ101億2,834万5,000円となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページ「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条 地方債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、4ページ「第2表 地方債」のとおりで、限度額の総額は6億4,620万円となります。

第3条 一時借入金ではありますが、借り入れの最高額は5億円でございます。

次に、議案資料15ページから、「平成31年度埼玉西部消防組合当初予算案について」に基づき御説明申し上げます。

19ページをごらんください。

平成31年度歳入歳出予算額は、前年度と比較し2億8,241万3,000円の増額となっております。

この主な要因といたしましては、通信指令システム維持管理事業3億6,863万8,000円の増額、車両更新整備事業1,820万3,000円の増額、消防水利整備事業302万7,000円の増額及び消防機械器具整備事業283万9,000円の増額に対して、救急車両更新事業2,720万1,000円の減額、消防施設管理事業2,567万円の減額、人件費2,201万1,000円の減額及び消防施設整備事業1,554万4,000円の減額によるものでございます。

次に、22ページ「事業別の予算額」をごらんください。

こちらの表は、本組合の全事業を歳出科目・目別に分類し、各事業費を消防局と消防署ごとに示したものでございます。

次に、23ページをごらんください。

各事業のうち、平成31年度 of 主な事業内容について御説明申し上げます。

議会運営事業につきましては、議会に要する経費を予算計上しております。平成31年度は行政視察を実施しないため、前年度比105万8,000円の減額となっております。

人件費につきましては、2,201万1,000円の減額になっております。この主な要因といたしましては、平成31年度予算編成では、給与や各種手当を職員一人一人個別に見積もるなど、実態に即した精度の高い積算を行ったことや、平成30年度予算と比較して、再任用短時間勤務職員の見込み数が9人減員となることなどが影響しているものでございます。

次に、25ページをごらんください。

職員研修事業につきましては、埼玉県消防学校及び消防大学校への入校経費、職員の資格取得に係る経費を計上しております。

車両更新整備事業につきましては、第一線車両として、所沢東消防署柳瀬分署及び狭山消防署広瀬分署の消防ポンプ自動車、所沢東消防署の水槽付消防ポンプ自動車、狭山消防署の支援車Ⅲ型、入間消防署の連絡車を更新します。

なお、所沢東消防署の水槽付消防ポンプ自動車、狭山消防署の支援車Ⅲ型、狭山消防署広瀬分署の消防ポンプ自動車につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を申請し、経費の節減を図る予定でございます。

次に、26ページをごらんください。

消防機械器具整備事業につきましては、防火衣等の消防機械器具の整備及び更新に係る経

費を計上しております。

本事業では、平成30年度まで防火衣の破損等に備えて各消防署で計上していた被服費を、平成31年度から事務の効率化と節減を図るため、消防局警防課に移管しました。このことにより、事業費の総額は前年度比283万9,000円の増額となりますが、防火衣の更新及び修繕に係る被服費は減額となります。

消防活動事業につきましては、火災、救助及びその他の災害に対応するための備品等の購入経費を計上しており、主に平成30年4月1日に指定した水難救助隊の活動に要する資機材の充実整備を図るものでございます。

なお、平成30年度まで防火衣の破損等に備えて各消防署で計上していた被服費を、警防課が所管する消防機械器具整備事業に移管したことなどにより、前年度比433万9,000円の減額となっています。

次に、27ページをごらんください。

広域応援体制整備事業につきましては、緊急消防援助隊に係る経費のほか、広域応援活動の強化に係る経費を計上しております。

なお、緊急消防援助隊の備蓄食糧の更新期間を3年から5年に見直したことにより、前年度比2万9,000円の増額となりますが、今後10年間で134万6,000円の減額が見込まれます。

防災関係機関連携強化事業につきましては、被災時における勤務職員分の備蓄食糧に係る経費を計上しており、備蓄食糧の更新期間を3年から5年に見直したことにより、前年度比37万7,000円の増額となりますが、今後10年間で448万円の減額が見込まれるものでございます。

次に、28ページをごらんください。

救急車両更新事業につきましては、所沢中央消防署及び飯能日高消防署の高規格救急自動車を更新します。平成31年度は、救急車両更新整備計画に基づき3台を更新する予定でしたが、今年度高規格救急自動車の寄贈を受け、1台減らしたことにより、前年度比2,720万1,000円の減額となっています。

なお、飯能日高消防署の高規格救急自動車につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を申請し、経費の節減を図る予定でございます。

次に、29ページをごらんください。

通信指令システム維持管理事業につきましては、通信指令システムの定期的な保守管理や不測の障害への対応及び耐用年数に応じた機器の更新のための手数料、委託料、修繕料等を計上しておりますが、平成31年度は、消防に必要不可欠な119番通報を受信する高機能通信指令システムの一部更新を行います。この機器の耐用年数は5年となっており、本来であれば平成29年度に更新すべきところ、2年間機器の延命を図りながら使用している状況でございます。また、パソコンのOSのサポート期限が2020年1月までとなっているため、平成31

年度に事業として実施するものでございます。

なお、この影響を受け、事業費の総額は前年度比 3 億6,863万8,000円の増額となります。

次に、30ページをごらんください。

消防施設整備事業につきましては、平成30年度事業であります入間消防署改修工事が終了するため、前年度比1,554万4,000円の減額となります。

なお、平成31年度は、飯能日高消防署訓練塔改修工事を計画しております。

本事業は、本組合組織の急速な世代交代により、ベテラン層職員の減少と災害現場経験の浅い若年層職員が急速に増加したことから、災害対応能力の低下が懸念されているところであります。こうしたことを踏まえ、消火活動等の実災害に近い環境下で訓練を行うため、飯能日高消防署の訓練塔を改修するものでございます。

なお、事業費につきましては、地方債の充当率が100%、交付税措置が70%と、他の事業債と比較して財政的に非常に有利な制度である緊急防災・減災事業債を活用し、整備を進めてまいります。

次に、31ページをごらんください。

消防施設管理事業につきましては、工事費が減少したため、前年度比2,567万円の減額となります。平成31年度は、所沢中央消防署のトイレ改修工事、狭山消防署富士見分署の事務室及び仮眠室屋根・外壁塗装改修工事を行います。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を行います。

赤川洋二議員。

○赤川洋二議員 それでは、平成31年度の議案第5号について、消防組合一般会計予算のほうから4点お聞きしてまいりたいなと思っております。

まずは予算編成方針ということで、議案資料の中に、17ページに予算編成方針ということが掲げられております。その中の歳入歳出ということでお聞きしたいと思っておりますけれども、特に19ページをごらんになっていただくとわかると思うんですけれども、歳入について、国庫支出金が本年度3,282万7,000円から1,000円という形で、ほぼ空欄というか、何らかの数字を入れてもいいのかなと思っているんですけれども、こうなっている理由、また、組合債が倍になっておりますけれども、これについてはどういう理由なのかをお聞きします。これは歳入のほうです。

あと、歳出についてなんですけれども、予算編成方針の17ページを見ますと、単価上昇により自然増となる部分について、抑制していくため内容の見直しを行うということで、私も物品調達において、車両更新事業なんかでいきますと、例えば一般競争入札、こちらは今組合では指名競争入札になっているわけですが、限定するのもいいけれども、一般競争入札を導入したらどうかと、そういう提案をしてみました。そういう意味も含めてこの単価上昇の見直し、業務委託の見直しをするということだったんですけれども、具体的にどのような見直しをしたのかお伺いします。

続きまして、消費税増税対策ということで、国会でも今ちょうど議論をされているわけですが、増税されるという前提で予算が組まれているなという感じはしているわけですが、構成市においては、もうそういう形で予算のほうを組みつつあるという状況でございますけれども、消費税が2%増税することで歳出増をどの程度見込んでいるのかということで、あと、歳入についてなんですけれども、国庫から交付税措置ということでされると思うんですけれども、この組合においては、その辺をどのように考えているのかをお聞きします。

続きまして、災害対応予算ということで、実際に予算を見ますと、消防組合の予算の中では、増額に関してはほとんどされていないような状況でございます。国の予算では、かなりの増額で今予算編成を国会で議論をしているわけですが、その中で、やはり災害時においては、去年の西日本豪雨とか、あと関西を襲った台風とか、あとは北海道地震とか多くの災害がありました。ことしも当然そういうことは予測されますし、いろんな災害の対応についてお聞きしたいと思いますけれども、まず最初に、広域応援体制整備事業、これは27ページに書かれております。あと災害情報案内事業、これはどういう事業なのか、ちょっと詳しく説明していただきたいなと思います。

また、豪雨を含む大規模災害を想定した関連予算は、規模にかかわらずどのようなものがあるのかをお聞きします。

続きまして、災害対応について、関係機関との連携ということが大事になってくると思いますけれども、実際に予算の中にも入っております。災害情報通信システムということで、より現場に近いような災害情報を収集するというような、この事業が組まれておりますけれども、どのように災害対応のときに構成市と連携をとっていくのか、これについて具体的にお答えいただきたいなと思います。

続きまして、これは今回一番大きい増額の予算の要因になっておりますけれども、通信指令システム維持管理事業についてお伺いしたいと思います。

通信指令システム、これはすぐ近くにあるわけですが、広域化のメリットという意味で、1カ所で全ての構成市の災害情報を収集して、対応してやっていくという意

味で、広域化を象徴するような予算かなと私は思っております。その情報も今高度化しております。そういう意味で、技術革新もかなり進んでいますけれども、昨年と比べて3億6,800万円増額されていますけれども、この更新事業について、どのようなふうにご利用しているのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

1回目は以上です。

○中村 太議長 ただいまの質疑に対し、森田企画総務部長に答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 企画総務部所管の質疑につきましてお答えを申し上げます。

初めに、国庫支出金についてでございますが、国庫支出金が平成30年度の3,282万7,000円から1,000円となっている理由につきましては、平成30年度予算につきましては、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を計上したものでございますが、平成31年度は当該補助金に該当する事業がございませんでしたので、予算計上をしておりませんが、緊急消防援助隊設備整備費補助金を見込むため、当初予算に1,000円を計上しているものでございます。

防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金につきましては、予算編成前に補助金に係る概算要求資料を提出できる場合、補助金が必ず交付されているため、歳入予算に見込んでいるものでございます。

一方で、緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、補助金に係る概算要求資料を提出できる制度がございませんので、当初予算に見込めないことから、当該年度の交付決定を受けてから補正予算で対応しているものでございます。

次に、組合債が倍になっている理由でございますが、平成31年度の高機能消防指令システム一部更新事業の影響によるものでございます。

次に、単価上昇経費の見直しにつきましては、各事業費を事業別枠配分額内に調整することで、単価上昇経費の影響を抑制したことによるものでございます。

業務委託料の業務の見直しにつきましては、これまでの入札業者に加えまして、新規業者を指名することにより、競争を促したものでございます。

次に、消費税増税分の影響額につきましては、1,850万円程度の増額を見込んだところでございます。消費税増税分の影響額への対策につきましては、増税前の支払いとするため、契約手続を早めるとともに、さらなる経費の抑制を図ることにより、歳出予算全体に影響が出ないよう対策を講じたものでございます。

また、歳入につきましては、国からの特別地方公共団体である本組合への交付税措置はないため、予算編成に見込んでいないものでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 次に、鶴島警防部長に答弁を求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 警防部所管の質疑につきましてお答え申し上げます。

まず、広域応援体制整備事業でございますが、これは緊急消防援助隊活動のための事業でございます。大規模災害や特殊な災害が発生したとき、被災地の消防機関だけでは対処できないことも想定されます。このような大規模災害時等に、全国の消防から駆けつける応援部隊が緊急消防援助隊でございます。本組合の消防車等のうち、26台が緊急消防援助隊として登録されており、大規模災害時に広域応援出動いたします。本組合の出動実績でございますが、平成27年9月10日、茨城県、栃木県、宮城県で発生した関東・東北豪雨災害に出動しております。

広域応援体制整備事業では、緊急消防援助隊活動のための食料、水等の備蓄と資機材の整備を行っております。そのほか、豪雨も含め、大規模災害時等を想定した関連予算としましては、本組合が大規模災害等で被災地となった場合に備えて、本組合の活動隊員のための食料等を備蓄するための予算を編成しておりますが、それ以外に災害対応用として計上している予算はございません。

次に、災害情報案内事業につきましては、本組合管内で発生した消防車が出動する災害情報の内容を高機能消防指令システムに自動録音し、市民に対して応答専用回線で自動音声案内による情報を提供している事業でございます。各市の回線数でございますが、所沢市5回線、狭山市3回線、入間市4回線、飯能市、日高市3回線でございます。また、着信件数は、平成30年中3万2,942件ございました。

次に、災害情報配信システムにつきましては、平成26年度、組合市と各消防団におけるシステムの利用に関して覚書を締結し、本組合と広域運用を実施しております。これは、大規模広域災害等が発生した場合に、組合市の消防団員の携帯電話やスマートフォンからメール送信される写真等の被害情報を一元収集し、リアルタイムに本組合と組合市が情報を共有し、相互の各端末や災害対策本部でモニターできるなど、迅速で的確な災害への初動体制構築に活用するものでございます。

また、本組合や組合市の参集設定震度に応じて、自動配信される参集メールに消防職員及び消防団員が回答することにより、誰が何分後に参集できるのか、さらには安否も同時に確認できるなど、組合市との情報を共有できるものでございます。

次に、通信指令システム維持管理事業でございますが、高機能消防指令システムの一部更新を実施するものでございます。一部更新の内容につきましては、組合設立前年度の平成24年度に整備をしました119番通報の受信から出場指令などを行う高機能消防指令システムを、更新計画に基づき更新するものでございます。

高機能消防指令システムの装置の構成は、通信系装置と情報系装置の2つに分類され、今

回の一部更新は情報系装置が対象であり、通信指令センターと19署所に設置している主にデータなどを扱うサーバー系の機器15台を始め、制御処理装置等の機器、指令端末装置や消防情報支援端末などが中心となります。これらの装置は365日連続稼働しており、消耗が激しいことから、機器の更新を実施することにより、障害発生リスクを事前に回避し、継続した安定稼働を実現するものでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 赤川議員。

○赤川洋二議員 わかりました。

予算編成については、今のお話では見直しを行うということですね。努力しているということで、ぜひちょっと努力を続けていただければと思います。

消費税対策なんですけれども、歳出は1,850万ということで、歳入は見込んでいないということだったんですけれども、ということは、これはあれですか、各構成市の負担金の中に盛り込んでいるというか、財務関係の担当と話して、そういうことですか。歳入を見込んでいないということだったんですけれども、これをちょっとお伺いしたいと思います。

あと、先ほどの災害対応についてなんですけれども、特に予算計上はしていないということなんですけれども、一昨年の台風、先ほどお話ししましたけれども、いろんな豪雨など大変なんですけれども、今まで予算の説明の中で水害対策、特に緊急消防援助隊というのがあるということもお聞きしておりますし、また、いざとなったらもう土のうしかないということ。土のうが不足したりとか、台風のときに水をくみ出す水中ポンプ、このような対応について、特に新しく予算には入っていないんですけれども、現予算の中でどういう災害対応をしているのか、それについてお聞きします。

続きまして、通信指令システムなんですけれども、今回はハードのサーバーにこの3億6,000万使うということで、サーバーは通信指令室の下にあるんだと思いますけれども、震度7クラスの地震がもし来たら、そういうハード面がもう壊れてしまうということもあり得るわけなんですけれども、今はもうサーバーもクラウド化という形でされていると思うし、そういうところに予算を使う必要があるのかなと思っております。

今後IT化、AI化、クラウド化など、あとそういう意味での広域化のメリットをさらに上げていくという意味で、今後どういうふうに取り組んでいくのか、今回はサーバーの予算だとわかったんですが、途中で当然技術が進む中で、補正もあるのかなという感じはするんですけれども、今後どういうふうに取り組んでいくのかをお聞きします。

○中村 太議長 答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

交付税につきましては、本組合には国のほうからは処置がございませんので、予算編成は見込んでおりません。本組合の主な歳入につきましては、議員おっしゃるとおり、構成市の負担金で賄っているものでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 次に、鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

豪雨等の災害の資機材でございますけれども、本組合には、豪雨対応用資機材としまして救助用ボート13艇、エンジン式大型排水ポンプ10基、電動式排水ポンプ23基、胴長28足、土のうを約1万袋、現在保有している状況でございます。

次に、通信指令システム維持管理事業での取り組みでございますけれども、高機能消防指令システムの全部更新でございますが、更新計画に基づき、平成36年度に実施する予定でございます。システム全体の更新を実施する際には、システムのさらなる高度化を図るため、万全なセキュリティー対策を講ずるとともに、A Iや最新のI C T技術を駆使したシステムの導入、また、市民のニーズを的確に捉え、時代に即したシステムの整備を目指し、今後あらゆる情報を研究してまいります。

以上でございます。

○中村 太議長 赤川議員。

○赤川洋二議員 もう目いっぱいのお返事をさせていただいたので、終わりたいところなんですけど、実は、私この間新年会に参加して、ある参加された方が倒れられたんですよね、それで救急車が来たということで、行く病院を一生懸命探してなかなか発進できなかったということでございますが、今はそういう瞬時のシステムというのがあって、この病院があいているよと登録するシステムが東京都にあるというふうにお聞きしております。

そういう意味で、地理情報、G I Sもそうですけれども、やはり一秒でも早く火災現場、あるいは救急現場に駆けつけるために、そういうシステムというのが開発されているわけで、今目いっぱいのお返事だったんですけども、最後にその辺の情報収集も含めて、高度通信情報システムとそういう場合は呼んでいるんですけども、うちの組合においても、ある意味かなり高度なところでA V Mを使っていることはわかったんですけども、さらなるそういう情報収集も含めて、一秒でも早く到達するために、今後について決意を再度お聞きしたいと思えます。

○中村 太議長 答弁を求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

今後の取り組みでございますけれども、データの活用につきましては、平成36年度に高機

能消防指令システムを更新する際、災害対応力の強化のため、保有するあらゆるデータを活用するとともに、さまざまな防災や消防活動支援情報を連携した次世代のGIS、地図情報システムを備える最先端の高機能消防指令システムを導入できるよう、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村 太議長 以上で赤川議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより採決いたします。

議案第5号「平成31年度埼玉西部消防組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 一般質問

○中村 太議長 日程第10、一般質問に入る前に一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

なお、タイマーが置かれておりますが、質問、答弁を含めて30分です。3分前にブザーが鳴りますので、御了承願います。

これより、埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。お手元に配付してあります通告書のとおり、順次質問を許します。

永澤美恵子議員。

○永澤美恵子議員 14番、永澤美恵子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、今回は、人事評価制度と救急医療情報キットの普及促進の2点について、一般質問をさせていただきます。

初めに、人事評価制度について、埼玉西部消防組合においては、平成28年4月の地方公務員法の改正に伴い、地方公共団体における人事評価制度の導入が義務づけられたことを受けて、29年度から人事評価制度を導入されているとお聞きをしております。私は、地方公務員における人事評価制度というのは、何かこう印象に残るような目立つ業績を捉えた評価ではなく、職務に対して忠実に継続的な能力がいかにか発揮されているかどうか、こういった点を評価することが重要であり、選別の論理ではなく、職員を育てる人材育成、個々のやる気を引き出す評価制度でなければならないと考えております。そのような観点から、5点にわたり質問をさせていただきます。

1点目として、職員が日常の業務を遂行するに当たり、どのような点に留意すればよいかかが明確になるよう、人事評価の基準をあらかじめ職員の方々に明示されているのか伺います。

○中村 太議長 ただいまの質問に対し、森田企画総務部長に答弁を求めます。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

議員ご案内のとおり、地方公務員法の改正によりまして、本組合におきましても、平成28年4月1日から新たな人事評価制度を導入したところでございます。

本組合の人事評価制度につきましては、評価基準を総務省消防庁から示されております役職と消防の階級における標準職務遂行能力を参考にして定めているところでございます。評価の方法や基準を職員に周知するために人事評価マニュアルを策定し、本組合のネットワークパソコンで公開しております。職員がいつでも閲覧することができるようにしているものでございます。

以上でございます

○中村 太議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 ありがとうございます。

それでは、2点目として、職員の方々の個々の士気を高めるためには、他人と比べるのではなくて、きのうの自分といいますか、昨年の自分と比較して、ことしはどのような目標を定めるのか、また、その組織のチームとしても明確な目標設定というのが重要と考えます。そういった目標設定については、どのように行われているのかお伺いいたします。

○中村 太議長 答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

目標については、組織目標と個人目標ということを設定しておりまして、組織目標の設定

につきましては、当組合の総合計画等の数値目標等を踏まえまして、事前に部や署、各所属レベルで組織目標や課題等を共有し、年度目標を設定しているところでございます。

個人目標につきましては、今申し上げました組織目標を踏まえつつ、各所属におきまして重要な業務や取り組むべき課題、ルーチン業務などを抽出しまして、グループミーティングにより共有化を図りまして、個人の目標を定め、所属長との面談の上、設定するところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 1人ではなく、皆さんとともに決めているということで、大変に安心をいたしました。そこにもちょっと通じてくることなんですけれども、評価される職員が今回どうしてこのような評価になったのか、また、そういったことを評価する側の思いを本当に十分に理解して、今後の意欲的な業務に当たれるような人事評価となるためには、最も重要な点というのは、お互いの信頼関係であると思います。そのためには、単に評価のときだけのコミュニケーションではなく、日ごろのコミュニケーションというのが十分にとれているか、この点が大変重要であると考えますが、その点についての御認識を伺います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

部下職員とのコミュニケーションは、業務を円滑に遂行する上で最も重要なツールと考えております。人事評価の一環として行う評価者と被評価者の面談は、上司と部下の日常的なコミュニケーションを促進し、職員間の意思疎通が進むことにつながると思います。

また、評価者はマネジメント能力が育成されまして、被評価者は仕事への意欲を高めることができるなど、上司と部下のコミュニケーションが、組織の活性化を図る上で大変有効であるということを考えております。

以上でございます。

○中村 太議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 ありがとうございます。

それでは、具体的に、例えば評価者と評価される職員というのは、日ごろからどのような形でコミュニケーションをとるために御努力されているのか、そういった何かがありましたらお聞かせください。

○中村 太議長 答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

人事評価制度における面談により、評価者と被評価者はコミュニケーションを図っておりますけれども、具体的に申し上げますと、4月の人事異動時期に新たな体制のもとで行う期首面談、10月には目標の進捗状況を確認し、下半期の業務遂行につなげる期中面談、3月では、目標の達成度を確認する期末面談を実施しております。

また、期首、期中、期末面談にかかわらず、目標達成に向けた進捗状況を把握するために、随時面談やミーティングを実施し、コミュニケーションを図っているところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 ありがとうございます。

大変すばらしい取り組みということで、本当に3回も年間の中でコミュニケーションをとりながら、目標に向かってさまざまな形で行われているということで、大変ありがたいんですけども、そうしますと、その評価者のほうには大変な御負担、またそういったことが起きているのではないかとということも、ちょっと心配になるところでございます。

本当に、人を人が評価するということがほど難しいものというのではないと思います。人はとすると自分と個性が似ている方に対しては好意的な印象を持ちますし、また、正反対の人間に対する評価というのは、どうしても低く捉えがちというところがあるのではないのでしょうか。個々の能力を引き出す評価を行うためには、その評価者の資質が問われる重要な点であり、先ほども述べましたように、時間と労力も含めて評価者への御負担も大きいのではないかと推察されます。評価者に対する研修、また負担の軽減についての対策、お考えをお聞かせください。

○中村 太議長 答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 答えいたします。

人事評価制度の目的を正しく理解し、評価を適正、公平に行うためには、評価者のスキル向上が必要不可欠と考えております。平成28年度、29年度には、評価者のスキルの向上を図ることを目的にしまして、所属長を対象とした評価者研修を実施いたしました。

また、新たに評価者となる職員に対しましては、研修を実施するなど、継続して評価者の能力開発に取り組んでいるところでございます。

評価者の負担軽減につきましては、評価する所属職員が多い場合には、リーダー級の職員を評価補助者に設定しまして、評価者に対し、評価に関する具体的な情報提供ができるような軽減策を図っているところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 評価者に対しても、ぜひとも御負担が大きくならないよう、配慮をお願いいたします。

最後に、消防組合では、昨年、構成5市の市民の安全・安心のために、みずから学び、考え、行動する自立型職員の育成を目標に、人材育成基本方針を策定されました。今後、組合消防において、人事評価をどのように人材育成に結びつけ、生かしていくおつもりなのか、お伺いをいたします。

○中村 太議長 答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

人事評価は、職員が職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を適正に評価することも目的の一つでございますが、単に勤務成績として判定するためのものではなく、その取り組みを通じまして職員の成長、育成を推進し、職場を活性化させることが肝要であると考えております。組織目標や個人目標を定めて、日常の業務を進めていく過程そのものを人材育成の機会と捉えまして、面談による気づきや自己分析を通して、職員の意識改革や自己啓発に取り組みやすい環境を醸成しております。

以上でございます。

○中村 太議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 ありがとうございます。

消防という仕事を目指した職員の皆様の原点というのは、本当に厳しい訓練に耐えながらも、人を助けるという使命を初めに志とされた方々であると思います。今私の近くにいる大学生も、消防職員になりたいという方がいらっしゃるんですけども、本当にお話を伺うと、その思いというのはすばらしいなというふうに感じるどころが大変あります。そういった本当に一番初めに職員となろうとした皆様が、どのような職務についても志されたときの原点を忘れずに職務に励むことができるような、さらなる士気を高めていける人事評価となるような、そういった人事評価にしていきたい、このことを切に要望いたしまして、次の質問に移ります。

大きく2点目として、救急医療情報キットの取り組み状況について伺います。

救急医療情報キットとは、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、日中1人で生活される高齢者などの御自宅の冷蔵庫に備えつけ、救急隊が駆けつけた際、その方のかかりつけの病院や緊急連絡先などの情報を、救急隊がいち早く得ることができるサービスであります。

私の住む入間市でも、平成22年から当時の入間市消防署と高齢者福祉課、社会福祉協議会が連携して、約7,000件のひとり暮らしの高齢者宅に、この救急医療情報キットを配布していただきました。今回、広域消防となる翌年、各構成市における救急医療情報キットの取り

組み状況、活用状況についてお聞かせください。

○中村 太議長 ただいまの質問に対し、鶴島警防部長に答弁を求めます。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

救急医療情報キットの取り組み状況でございますけれども、救急医療情報キットの配布につきましては、構成5市の福祉関係部局が所管しており、構成5市ともに、ただいま議員御指摘のとおり、平成22年から平成24年に事業を開始したものでございます。

現在の状況でございますが、構成市全市で配布等の事業を継続している状況でございます。以上でございます。

○中村 太議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 ありがとうございます。大変安心をいたしました。

では、この救急医療情報キットを消防組合のほうにはどのように活用しているのか、その状況をお伺いいたします。

○中村 太議長 答弁を求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

本組合における活用状況でございますけれども、このキットは高齢者のひとり暮らしなどを対象に配布されているもので、救急現場で傷病者が会話不能、または情報の聴取が困難な状況下におきまして、救急隊が容易に傷病者の既往症やかかりつけ医療機関の情報等を取得できるものでございます。

活用事例といたしまして、意識のないひとり住まいの高齢者宅で、このキットを活用した情報収集により、かかりつけ医療機関が判明し、担当医から具体的な指示を受けるなどして、医療機関への搬送時間の短縮が図られたとの報告を受けております。

このように、救急活動上、大変に有効なものと捉えておりますので、今後も積極的に救急医療情報キットを活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○中村 太議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 ありがとうございます。

この救急医療情報キットというのは、構成市のほうで、高齢者福祉のほうで行うという事業でございますので、なかなかこの消防署にお願いする話ではないんですが、ひとり暮らしの高齢者だけのお宅だけではなく、本当に高齢者のみの御家庭というか、夫婦が高齢者という御家庭、大変増加しております。

先日も、救急隊に倒れた御主人の状況を説明しようとしたんですが、自分が慌ててしまっていて、本当に上手に話せなくて、どういった病気の名前だったかとか、お医者さんの名前

も本当に急なことで忘れてしまったとか、大変苦勞したというお話をいただきました。こういったときに、この救急医療情報キットがもしうちにあれば助かったのという声をいただきました。

この構成市において、さらなる普及促進が図れるよう、救命講習会とか、またAED講習会等の機会を利用して、広く消防のほうからも周知をしていただければありがたいと思います。これは要望にとどめさせていただきます。

5市の市民の安全・安心を目指して、今後とも消防組合の皆様には御尽力をいただきますよう切に要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中村 太議長 以上で、永澤議員の一般質問は終了いたしました。

次に、吉村健一議員。

○吉村健一議員 皆さん、こんにちは。吉村健一でございます。

まず最初に、埼玉西部消防局の職員の皆様におかれましては、常日ごろの消防業務に感謝を申し上げたいと思います。その上で、今回一般質問をさせていただきます。

各地で火事が相次ぎ、ニュースでも火災での痛ましい内容の報道がされておりますが、その一因となっているのが空気の乾燥であります。乾燥が続いている関東など、太平洋側の地域ですが、今後も乾燥しやすい状態が続くのではないのでしょうか。各地で流行が拡大しているインフルエンザも、ピークを迎えているようであります。空気が乾燥すると、火事が起きやすくなります。延焼しやすくなるため、火の取り扱いには十分注意をする必要があります。

また、風の強い日には火の回りも早く、大変危険です。ことしの初めですけれども、ある市民の方から、年末に消防車で火災予防の巡回があったけれども、今の異常な乾燥注意報が続く毎日なのに、また、北風が強い日があるんだけれども、火災予防の広報がない、消防車で広報すべきではないかと、こういったお声をいただきました。

そこで、今回は消防車による防火広報について質問をさせていただきます。

そういうわけで、まず最初に、現在行われている防火広報の実施状況についてお示しをいただきたいと思います。

○中村 太議長 ただいまの質問に対し、鶴島警防部長に答弁を求めます。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

消防車による防火広報でございますけれども、全国火災予防運動期間中や歳末特別警戒に合わせまして計画的に実施しているほか、乾燥注意報や強風注意報が発表されるなど、火災の発生しやすい気象状況となった場合に実施をしております。

以上でございます。

○中村 太議長 吉村議員。

○吉村健一議員　それでは、昨年の平成30年に、この防火広報は実際にどのぐらい実施をされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○中村　太議長　答弁を求めます。
鶴島警防部長。

○鶴島警防部長　お答えいたします。

平成30年中の防火広報でございますけれども、毎年、春と秋に各1週間実施しております火災予防運動期間中に268件、12月15日から31日まで実施しております歳末特別警戒期間中に381件、乾燥注意報や強風注意報が発表されるなど、火災の発生しやすい気象状況となった場合の防火広報は75件実施をしたところでございます。

以上でございます。

○中村　太議長　吉村議員。

○吉村健一議員　ありがとうございます。

この予防週間とか年末、これは私も存じ上げていますし、当然のことかなと思いますし、また、消防団の職員も年末の特別警戒ということで実施をされております。今回要望があったのは、乾燥注意報や強風注意報が発令をされているなど、火災の発生しやすいそういった気象状況の中での防火広報というのはどうなのかということだと思います。今の御答弁で75件実施をされたということでありました。

そこで、要旨の2番目の異常乾燥及び強風時の体制強化についてお伺いをしたいと思います。

まず、この異常乾燥及び強風で火災が発生しやすい気象状況時の防火広報、これはどなたの誰の判断で、どのような基準で行われているのかお伺いします。

○中村　太議長　答弁を求めます。
鶴島警防部長。

○鶴島警防部長　お答えいたします。

強風時等の防火広報でございますけれども、乾燥注意報や強風注意報の発表状況、実際の風の強さ、また、さらには管轄区域内の特性も踏まえまして、各署長の判断で実施をしております。

以上でございます。

○中村　太議長　吉村議員。

○吉村健一議員　今回、強風時の消防車による防火広報を見かけることが大変少ないんじゃないかと、こういうお声であります。どのような形で行っているのか、音声なのか、この辺を具体的にお示しいただきたいと思います。

○中村　太議長　答弁を求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

強風時等の防火広報でございますけれども、消防隊が消防車で管轄内を巡回する形で実施をしております。防火広報の音声は、消防車に装備されました自動音声を使用する場合と、マイクを使って直接呼びかける場合がございます。また、警鐘だけを鳴らしながら巡回する場合もございます。

以上でございます。

○中村 太議長 吉村議員。

○吉村健一議員 冬場、今季のように異常乾燥が続くと、特に強風時などの消防車による防火広報は、市民の防火意識を高めることに大変有効だというふうに思います。先ほどの御答弁では、平成30年中で75回という御答弁でした。消防署と分署を合わせてこの管内には19カ所あるわけですから、工夫をしながら積極的に実施をしていただきたいと、このように思います。

前向きな答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○中村 太議長 答弁を求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

強風時等の火災の発生しやすい気象状況のときに、消防車で管轄内を巡回しながら行う防火広報につきましては、市民の防火意識を高める効果が高いと認識しておりますので、これまで以上に積極的に実施をまいります。

以上でございます。

○中村 太議長 以上で、吉村議員の一般質問は終了いたしました。

◎日程第11 閉会中の継続審査の申し出について

○中村 太議長 日程第11、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。お手元に配付いたしました写しのとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎管理者挨拶

○中村 太議長 　ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 　平成31年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

　本日は、御提案申しあげました5つの議案につき、それぞれ原案どおり可決、そして御同意をいただき、ありがとうございました。

　皆様からいただきました御意見、また御要望につきましては、調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させてまいりたいと存じます。

　結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、今後とも消防行政進展のため御尽力賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

　どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○中村 太議長 　これで、付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

　これをもって平成31年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時27分閉会

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 岸 文 隆

企画財政課副主幹（書記） 山 下 和 幸

企画財政課主査（書記） 小 島 正 寛

企画財政課主査（書記） 長 岡 修一郎

| | | |
|------|-----|-----|
| 議 長 | 中 村 | 太 |
| 署名議員 | 赤 川 | 洋 二 |
| 署名議員 | 鈴 木 | 洋 明 |